

渋谷区立幡代小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人権の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。そして、いじめは、どの学年にも、どの学級にも、等しく起こる可能性をもっている。

私たちはこのことを踏まえ、いじめのない、明るい学校を作ること最大の責務とし、本校児童が安全で豊かな学校生活を送ることができるよう、ここにいじめ防止のための基本方針を掲げる。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学年・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・事実確認・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 学校いじめ防止対策委員会

校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育担当、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、学級担任等からなる、いじめ防止対策委員会を設置し、月1回及び必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

週に一度、生活指導夕会において学年ごとに気になる事案や配慮を要する児童等について出し合い、情報を交換するとともに全教職員間で共通理解を図る。

(3) 幡代小学校いじめ防止基本方針の共通理解

職員会議や研修において、教職員が共通理解をする場を、年度当初およびふれあい月間（6月、11月）に合わせて設けるとともに、いじめ防止基本方針を、学校だよりや保護者会、学校ホームページで周知する。また、全教職員で課題や改善策を明確にすることで、PDCAサイクルによる評価・改善を行っていく。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 学級ごとにコミュニケーショントレーニングを実施し、児童の実態を十分に把握することにより、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が達成感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- いじめに関する授業を全学級で年間3回以上実施する。「SOS の出し方に関する教育」に関する授業については、4年生と6年生で年1回以上実施する。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感や自尊意識を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- スクールカウンセラーや養護教諭等と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動を通じて、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 児童の携帯電話等の通信機器に関する使用状況の把握に努めるとともに、「スマートフォン・SNS・幡代ルール」を踏まえて、児童にネットモラルについての指導をする。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 近隣の小中学校をはじめとする諸機関との情報交換を密に行う。

(7) 児童同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組

- 児童同士が「いじめをなくすためにどうすればよいか」について話し合い、各学級で「いじめ防止宣言」を決定する。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童の気になる様子を見たり聞いたりしたときは、早期に学校に通報してもらえるよう、保護者、地域の方々との信頼関係を築く。保護者からの相談には、面談等により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、児童相談所、子供家庭支援センター、地域住民（民生委員、教育委員会、中学校卒業生）などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「ふれあいアンケート」と「学校生活アンケート」の実施

「ふれあい(いじめ)アンケート」を6月、9月、11月、2月に実施する。また、4～6年生を対象に「学校生活アンケート」を年6回実施する。アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取るとともに実態を把握する。アンケートは3年間保存する。

(3) 対応方針の協議

学校で把握した事実と今後の対応方針を学級担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認する。

(4) 日常の指導

看護当番を中心に、児童の休み時間や放課後の活動の様子を注意深く見るようにする。学年全体での取組を多くし、学年全体を複数の目で見えていく。

(5) スクールカウンセラーによる面談

スクールカウンセラーによる全員面談を、5年生を対象に行う。

5 いじめの事実確認に対する取り組み

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、教職員の役割分担を決め、聞き取りを行い、事実を確認する。
- いじめに関係する児童、保護者に対しては、学年主任の指導の下、学級担任が連絡をする。
- いじめを知らせてきた児童がいじめられることがないように、学校全体で守る。

6 いじめに対する早期対応

- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- 毅然とした態度でいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、授業中や休み時間に複数の教職員を配置する等の措置を講じる。また、いじめの加害者となった児童に対して、保護者と連携して指導する。改善がみられない場合は、別室指導等の対応をとる。
- いじめの事実に関わる情報を関係保護者と共有するため綿密な記録をとる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（月間7日、年間30日を目安とし、一定期間断続的に欠席している場合も含む）

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、区教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（いじめ防止対策委員会）を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、関係する児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

